



平成25年2月20日発行

平成25年度税制改正大綱が発表されました

『アベノミクス』と呼ばれる安倍政権が最優先課題とする経済再生と、来年4月に予定される消費税増税に向けた対策が重視されています。

企業には設備投資や雇用拡大を促進するための新たな税制を創設し、個人には住宅ローン減税を大幅に拡充するなど、企業の成長を後押しする一方、家計の負担にも一定の配慮をした措置が盛り込まれました。

裏面に主な改正項目を掲載しております。

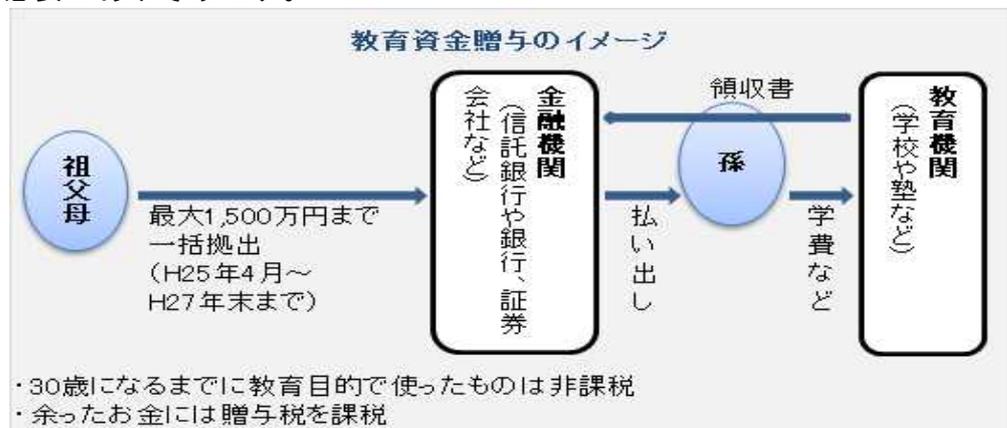
なお、低所得者対策としての軽減税率の導入は今回は見送られましたが、富裕層への課税が強化されています。

相続税課税強化で生前対策は見直しが必要

今回の税制改正では、消費税の増税で負担感の重くなる低所得者への配慮から、所得税と相続税では最高税率が引き上げられ、さらに相続税の基礎控除額の引き下げにより課税対象者を増やす措置が図られています。

一方、地価の高い都市部に配慮し、小規模宅地の特例は拡充されます。

また、経済対策として本年4月から平成27年末までの実施予定で盛り込まれた教育資金の一括贈与非課税制度の創設もあり、相続税の生前対策は改めて見直す必要がありそうです。



学生納付特例制度

国民年金制度には、所得の少ない学生が保険料納付の猶予を申請することができる「学生納付特例制度」があります。

この制度を利用することにより、病気やケガが原因で障害が残ったときには納付済期間と同様の扱いになるので障害基礎年金が支給されます。また老齢基礎年金は年金を受け取るために必要な「受給資格期間」（納付済期間25年以上）に算入され、10年以内であれば余裕のある時に保険料を追納すれば「支給額計算」の対象となります。

提出先は、住民票登録地の市区町村または年金事務所です。大学の窓口等でも可能な学校もあります。なお承認される期間は4月から一年間ですので、申請は毎年度必要になります。

主な改正項目

税目	改正内容	増税・減税	適用時期
所得税	課税所得4000万円超について 45% (現行40%)の税率を適用		平成27年分から
	住宅ローン控除の最高控除額を合計 400万円 (現行200万円)【認定住宅の場合は500万円(現行300万円)】		平成26年4月から平成29年末
相続税	基礎控除を『 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数 』に引き下げ(現行5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数)		平成27年1月1日以後の相続から
	最高税率を 55% (現行50%)に引き上げる等、税率構造の見直し		平成27年1月1日以後の相続から
	小規模宅地特例について居住用宅地の上限を 330㎡ (現行240㎡)に拡大し、 事業用宅地との併用を可能 とする		平成27年1月1日以後の相続から
	小規模宅地特例について一定の二世帯住宅でも適用可能となるなど 居住用宅地の要件緩和		平成26年1月1日以後の相続から
贈与税	最高税率を 55% (現行50%)に引き上げる等、税率構造の見直し(減税になるケースもあります)		平成27年分から
	相続時精算課税制度の贈与者の年齢を 60歳 (現行65歳) 以上 に引き下げ、受贈者に 20歳以上の孫 (現行子のみ)を加える		平成27年1月1日以後の贈与から
	孫への教育資金の一括贈与について孫ごとに 1,500万円まで非課税 とする措置の創設		平成25年4月1日から平成27年末まで
法人税	給与を一定以上増加させた場合、 増加額の10%を税額控除 する措置の創設		平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
	中小法人の支出した交際費 800万円まで全額損金算入		
	雇用促進税制の控除額を 40万円 (現行20万円)に引き上げ		